

大和郡山市芸能文化協会細則

1. 加入及び脱退

この協会に加入又は脱退しようとする団体は、会長に加入届出書（様式1）又は脱退届出書（様式2）を提出し、その承認を受けなければならない。

2. 会費

この協会に加入承認を受けた団体は、会費を負担しなければならない。

会費（年額） 5,000円

3. 報告

単位団体の長は、年1回当該単位団体の状況を協会に報告する目的をもって、単位団
体現況報告書（様式3）を会長に提出しなければならない。

提出時期 毎年4月1日現在分を4月末日までに提出する。